別記様式1－1(申請書)用（※令和6年1月1日以降の譲渡）

【②老人ホーム等入所用（家屋＋敷地)】

被相続人居住用家屋等確認申請（耐震家屋＋敷地の譲渡）に必要な書類

- ◆ 以下の説明の添付書類は、被相続人が老人ホーム等に入所していた場合です。(入所していない場合は【①一般】をご確認ください。)
- ◆ 家屋取壊し後の敷地の譲渡の場合は、【③一般】【④老人ホーム等】(敷地のみ）をご確認ください。
- ◆ 譲渡後に耐震化や取壊しの場合は、【⑤一般】【⑥老人ホーム等】(譲渡後に耐震化・取壊し）をご確認ください。
- ◆ 以下「写し」とは、コピーではありませんので、市役所等で取得した書類をそのままご提出ください。
- ◆ 郵送で確認書の返信を希望される場合は、返信用封筒と切手をご提出ください。

	確認事項	添付書類			レ点
①	相続開始の直前まで被相続人が居住していたこと 及び相続開始日（死亡日）	・被相続人の「住民票の除票の写し」 ※対象家屋の住所であること。 ※老人ホーム等に住民票を異動している場合は、原則 「対象家屋の住所の履歴が記載された住民票の除票の写し」又は 「住民票の除票の写し」 ＋「戸籍の附票の写し」			
②	老人ホーム入所日から譲渡日まで、被相続人以外に居住者がいないこと	・当該物件（換価分割を含む）の相続人全員の「住民票の写し」 ※発行日が譲渡日以降のもの。 ※老人ホーム入所日から譲渡日までの全期間の相続人の住所が確認できるもの。異動履歴の確認のため、「戸籍の附票の写し」又は「住所履歴（異動日含む）が記載された住民票の写し」の提出が必要な場合あり。			
③	譲渡日	・「不動産売買契約書」（コピー） ※契約書で譲渡日が確認できない場合は「土地又は建物の登記事項証明書」			
④	相続人の数	・「土地と建物の登記事項証明書」 ※建物が未登記若しくは相続登記が未了の場合や換価分割の場合は、 「遺産分割協議書」なども必要			
⑤	相続日から譲渡日まで 空き家であり、 利用がなかったこと	以下(ⅰ)から(ⅲ)のいずれかの書類　※左記期間のもの。			
		(ⅰ)	・電気又はガスの使用中止が確認できる書類 ※廃止（閉栓）証明書等　（使用中止日が死亡日以降のもの）		
		(ⅱ)	・宅建業者が「現状空き家」と表示した広告 ※媒介契約による広告（業者等が購入後の広告は不可）		
		(ⅲ)	・その他、空き家であったことを容易に認められる書類 ※空き家バンクへの登録を行った証明書等		
以下(ⅰ)から(ⅲ)のすべての書類　※老人ホーム等入所用					
⑥	被相続人が要介護・要支援等を受けていたこと	(ⅰ)	・「介護保険被保険者証」又は「その他介護認定等に関する書類」 ※介護保険課で証明書の発行可能（即日発行はできない）		
	相続開始日の直前まで被相続人が対象施設に居住していたこと	(ⅱ)	・入所していた施設の「名称・所在地・入所日・退所日」が確認できる書類　※「入退所証明書」又は「施設との契約書と最終の請求書」等		
	施設入所後、被相続人が家屋を一定使用していたこと	(ⅲ)	以下(ア)から(ウ)のいずれか		
			(ア)	・電気又はガスの使用中止が確認できる書類 ※廃止（閉栓）証明書等（使用中止日が死亡日以降のもの）	
			(イ)	・対象家屋への外出・外泊等の記録（施設所有のもの）	

別記様式1－1(申請書)用（※令和6年1月1日以降の譲渡）

			（ウ）	・その他、入所後、被相続人が対象家屋を一定使用していたことが認められる書類 ※対象家屋を宛先住所とする郵便物等		

【お問い合わせ】〒790-8571　愛媛県松山市二番町 4 丁目 7-2
松山市　開発建築部　住宅課　空き家対策担当
TEL：089-948-6787（受付時間　平日 8:30～17:00）